【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年６月26日
【発行者の名称】	Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社 （Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　森川　亮
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山七丁目１番５号
【電話番号】	03-6453-6893（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　東　貴志
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第７期	第８期	第９期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月
売上高	（千円）	7,030,716	5,671,261	6,236,043
経常損失（△）	（千円）	△581,052	△459,243	△379,989
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	△641,979	△450,642	△874,196
包括利益	（千円）	△622,658	△475,780	△901,726
純資産額	（千円）	1,771,535	1,287,495	344,068
総資産額	（千円）	3,664,751	3,469,637	2,517,522
１株当たり純資産額	（円）	56.46	40.56	10.10
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	－	－	－
１株当たり当期純損失（△）	（円）	△22.35	△15.69	△30.44
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	44.2	33.6	11.5
自己資本利益率	（%）	－	－	－
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△504,323	△479,822	△500,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	141,392	△54,497	△82,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	234,286	430,820	△70,884
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,316,381	1,221,232	567,880
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	（人）	196 (65)	185 (57)	193 (59)

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第７期、第８期及び第９期においては、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

２．自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

３．第７期、第８期及び第９期の株価収益率については１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

６．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第８期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2014年７月	東京都渋谷区において、株式会社LisBeを設立
2015年２月	商号をＣ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社に変更
2015年４月	女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』の提供開始によりメディア事業の運営開始
2016年６月	インフルエンサー（注１）マーケティング事業を展開することを目的として、Yellow Agency株式会社（2018年５月に吸収合併）を設立
2016年７月	ECサイト運営を開始（2019年３月に株式会社マキシムのeコマース事業と統合）
2016年11月	インドネシア共和国ジャカルタにおいて『C CHANNEL』を展開することを目的として、PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA、現連結子会社）の株式を取得及び第三者割当増資を引受け、海外事業展開を開始
2017年４月	女性向けアパレル通販サイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシム（現連結子会社）の株式を取得
2017年６月	本社を東京都港区三田一丁目４番１号に移転
2017年７月	韓国ソウル市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C CHANNEL Korea Company Ltd.を設立（注２）
2017年９月	ライブ動画配信アプリ『mysta』を展開することを目的として、mysta株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
2017年12月	中華民国台北市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel Taiwan Corporationを設立（注３）
2017年12月	中華人民共和国北京市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、北京视乐通科技有限公司を設立（注５）
2018年３月	中華人民共和国上海市において、ｅコマースサイト事業及び広告事業を運営する上海露倩網絡信息有限公司（現連結子会社）の株式を取得
2018年３月	タイ王国バンコク市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel (Thailand) Co.,Ltd.を設立（注４）
2020年４月	企業とインフルエンサーのマッチングプラットフォーム『Lemon Square』の提供開始
2020年５月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2020年８月	株式会社マキシムの株式の追加取得による完全子会社化
2020年12月	本社を東京都目黒区青葉台四丁目７番７号に移転
2020年12月	上海露倩網絡信息有限公司 LUCE Networksの株式追加取得による完全子会社化
2021年３月	株式会社マキシムの株式の一部を譲渡（現連結子会社）
2022年９月	本社を東京都港区南青山七丁目１番５号に移転

（注１）インフルエンサー
インフルエンサーとは、自身のブログやSNS、メディアへの露出などを通じて、商品やサービスを紹介することによって、多くの消費者に対して、大きな影響力を発揮する人のことを指します。

（注２）C CHANNEL Korea Company Ltd.につきましては、2019年８月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算結了しました。

（注３）C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年１月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算結了しました。

（注４）C Channel (Thailand) Co., Ltd.につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算結了しました。

（注５）北京视乐通科技有限公司につきましては、2020年７月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算結了しました。

3【事業の内容】

当社グループの事業は、アパレルや美容系商品などの商品の販売を行う「ｅコマース事業」、「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと、個人の発信を応援する事業としてSNS上で影響力を持つインフルエンサーのマッチングやマネジメントサービスを手掛けるインフルエンサーマーケティング、20代女性向け動画メディア『C CHANNEL』やママ向け動画メディア『mamatas』において企業の商品やサービスを紹介する動画広告コンテンツの企画、制作、配信を行うネイティブ動画広告、SNS向けの動画制作やイベントの開催からなる「メディア事業」、メディア事業とｅコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開する「海外事業」の３つの事業セグメントから構成されております。

①　ｅコマース事業

ｅコマース事業は、主に連結子会社である株式会社マキシムが行っており、D2C（Direct to Consumer）を中心としてインフルエンサーや有名人を活用した人軸コマースや動画のメディア力を生かしたライブコマース（動画コマース）を中心に事業を展開しております。

主なブランドごとの特徴は下記の通りとなります。

ａ『KOBE LETTUCE』：人軸とライブコマースモデル

『KOBE LETTUCE』ブランドで、主にアパレル製品を中心として、ｅコマース及び実店舗での販売を行っております。ｅコマース事業に関しては、自社サイトに加えて、楽天、ZOZOTOWN、Yahoo!等のオンラインモールに出店して販売を行っております。

店舗販売に関しては、国内に４店舗を展開し、同社製品の販売を行っております。

同社製品の特徴としましては、商品単価2,000～3,000円の比較的リーズナブルな価格帯で、『C CHANNEL』と同じＦ１層（注１）を中心としたユーザー層に対して販売を行っております。

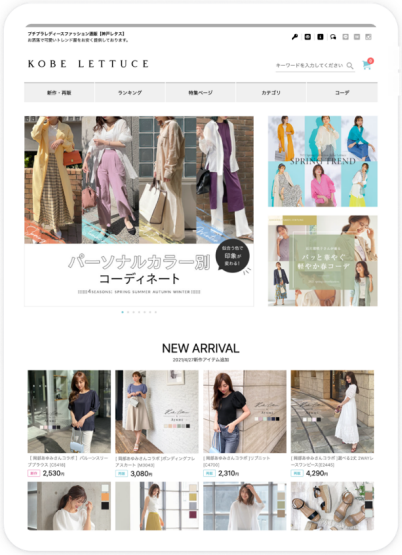

ｂ『Isn't She？』：人軸コマースモデル

１）ビジネスモデル

・『Isn't She？』ブランドの仕入を企画し、商品を仕入れる
・新製品は少ない枚数で販売し、売れ筋と判定されたものは縦積みし、在庫を抱える販売
・初動は当該インフルエンサーのコアファンに対し販売し、一定のユーザーをプールしたのちプロモーションを実施

２）商品の特徴

アパレル製品及びその周辺商品（靴、バッグ、雑貨など）に特化

ｃ『BELL PALETTE』：人軸コマースモデル

１）ビジネスモデル

・商品を仕入れる（国内及び韓国）
・初動は当該インフルエンサーのコアファンに対し販売し、一定のユーザーをプールしたのちプロモーションを実施

２）商品の特徴

『BELL PALETTE』でしか買えない限定商品や美容マニア向けの高機能商品を販売

例：日本未上陸のDr’sコスメ、限定セットなど

取扱商品は、美容器具や韓国コスメなどが主体

② メディア事業

ｉ）広告サービス（ネイティブ動画広告・イベント開催・動画制作など）

当社が展開する『C CHANNEL』は、ユーザー自身が自己実現を果たす為の課題や悩みを解決する日本最大規模の女性向け動画ライフスタイルメディアとして、主に24歳～34歳を中心に、女性の最も関心のある話題に焦点を当て、約１分間の動画で紹介しております。

『C CHANNEL』の主な特徴としましては、

・女性をメインターゲットにした動画中心のSNSメディア

・各SNSから情報発信する分散型メディアとしてのリーチ力（注２）

・自社コンテンツを制作するコンテンツメディアとして、情報発信及び女性が求める様々なジャンルをHow To動画やSNSに合わせ最適化されたコンテンツで紹介

の３点が挙げられます。

『C CHANNEL』は国内24歳～34歳を中心に、多くの女性が視聴しています。また、日本最大級のフォロワー数を誇り、幅広く情報をリーチする分散型メディアとして事業を拡大しております。

広告サービスにおける主なマネタイズの仕組みとしましては、下記の４つが挙げられます。

ａ　ネイティブ動画広告

クライアント(広告主)のサービス・商品にマッチした動画を制作し、SNS公式アカウントから配信を行います。

ｂ　イベント開催

『C CHANNEL』は、ユーザー自身が自己実現を果たす為の課題や悩みを解決するSNSサービスですが、オンライン／オフラインイベントを通じて、よりリアルな商品体験や商品告知を行う事もサポートしています。

ｃ　動画制作

女性向けの商品やサービスを販売する会社が運営するSNSや広告向けに動画を制作し配信する事業です。当社には様々な動画制作のノウハウがあり、商品やサービスを試して購入を促進させるクリエイティブな制作能力があります。その自社の能力を生かす事業となります。

ｄ　SNS運用

『C CHANNEL』のSNSアカウント運用ノウハウを活用し、広告主のSNSアカウントの企画、コンテンツ制作、運用を代行します。

また、24歳～34歳を中心とした女性をメインターゲットとしている『C CHANNEL』に加えて、仕事や家事に忙

しい若いママ（25歳～39歳のママ）向けメディアとして『mamatas』を展開しています。
『mamatas』は、“ママをもっと自由に！”をコンセプトに、日々の子育て情報や生活のTIPS（注４）、家事を楽にするアイテム紹介など、ママが楽しく生活するための情報を動画などで提供するサービスです。
『mamatas』の主な特徴としましては、
・育児や家事、仕事に忙しいママをメインターゲットにした動画中心のSNSメディア
・家事シェアやSDGsなど新しい時代の価値観を伝える
・約110万フォロワーのSNSフォロワーやファン組織であるmamatas familyを対象にしたアンケート調査により、ママの声を社会に届けるmamatas laboを展開
・ママの生活を便利で輝くものにする付加価値商品をmamatas STOREで販売
の４点が挙げられます。

『mamatas』のInstagramのフォロワーは約80万人で、ママ向けの企業アカウントの中では国内でNo.1です。エンゲージメント（注３）数が多く、ママの共感を集め、次のアクションに繋がるメディアとして事業を拡大しております。

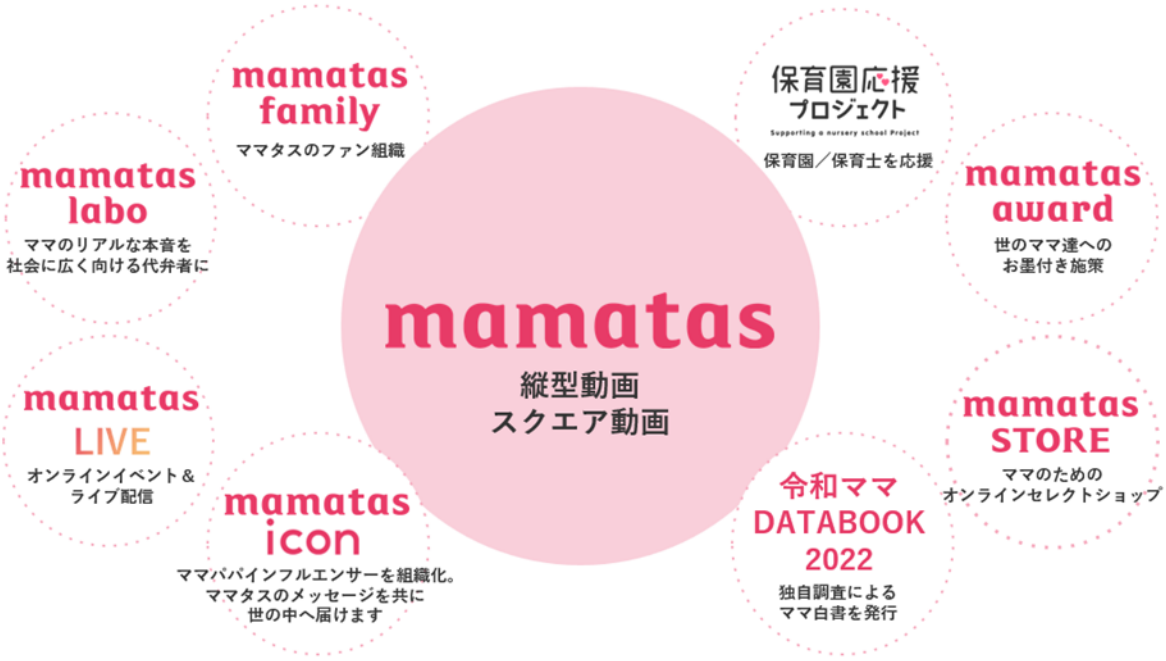

主なマネタイズは、動画による発信力を活かしたネイティブ動画広告や、ユーザーとリアルタイムでコミュニケーションが取れるオンラインLIVEイベントへの協賛、mamatas STOREによるEC売上が主になっています。

ⅱ）インフルエンサーマーケティングサービス
当社のインフルエンサーマーケティングサービスは『YouTube/TikTok』と『Lemon Square』の２種類のサービスを展開しています。
『YouTube/TikTok』では、美容系YouTubeクリエイターのマネジメントを行い、YouTube動画TikTok動画のタイアップ広告、オンライン・オフラインのイベント登壇、タイアップ商品開発など、広告主のマーケティング活動を全般的にサポートすることで収益を上げています。加えて、クリエイターに対するYouTubeコンサルティングを基盤とし、TVや雑誌への出演、書籍の出版、オリジナル商品の開発など、クリエイターがより輝けるサポートを行っています。
『Lemon Square』では、企業の商品やサービスとそれに興味があるファンフルエンサーをつなぎ、商品やサービスを実際に試すことでファンの輪が広がる支援の実現を目指しています。企業・ブランドのファンならではの熱量の高い商品レビューは、新たな顧客を呼び寄せる貴重な手段になり得ます。利用ユーザー数とポジティブな口コミ件数の増加に伴い、成果事例も増加しているとともに、インフルエンサー自身も商品のファンとなり、リピート購入・継続利用するケースも続々と出てきています。

③　海外事業
当社は本書提出日現在、アジアの２つの国（中国、インドネシア）で事業を展開。現地法人を設立し、下記のような運営体制を実施しております。
2018年３月より、中国（上海）において、コスメや美容機器を販売するｅコマースサイト『LUCE.com』を運営す

る上海露倩網絡信息有限公司に資本参加し、中国国内における事業拡大を進めております。2020年12月には100%子会社化しております。

中国ECプラットフォームを活用した越境EC事業に関して日本の化粧品会社より相談を受け、Tmall（天猫）での越境EC店舗運営やRED（小紅書）やDouyin（抖音）でのEC外プロモーション支援を行っております。

一方、インドネシアついては、独自に開発したツールによりインフルエンサーマーケティングサービスの成長が加速しております。

＜用語集＞

（注１）Ｆ１層

広告業界におけるマーケティング用語として用いられ、Ｆ１層とは20～34歳の女性のことを指します。

（注２）リーチ力

インターネット広告の場合、ある広告がインターネットユーザーのうち何割に配信されたかの割合を示し、広告の効果を測るために用いられる指標のことを指します。

（注３）エンゲージメント

企業や商品、ブランドなどに対して、ユーザーが愛着を持っている状態を指し、特にソーシャルメディアなどにおける交流度を測る指標として用いられております。

なお、Facebookにおいてエンゲージメント数としてカウントされるのは、「クリック」「リツイート」「返信」「フォロー」「いいね」の５つとされています。

（注４）TIPS

コツや裏技のことを指します。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

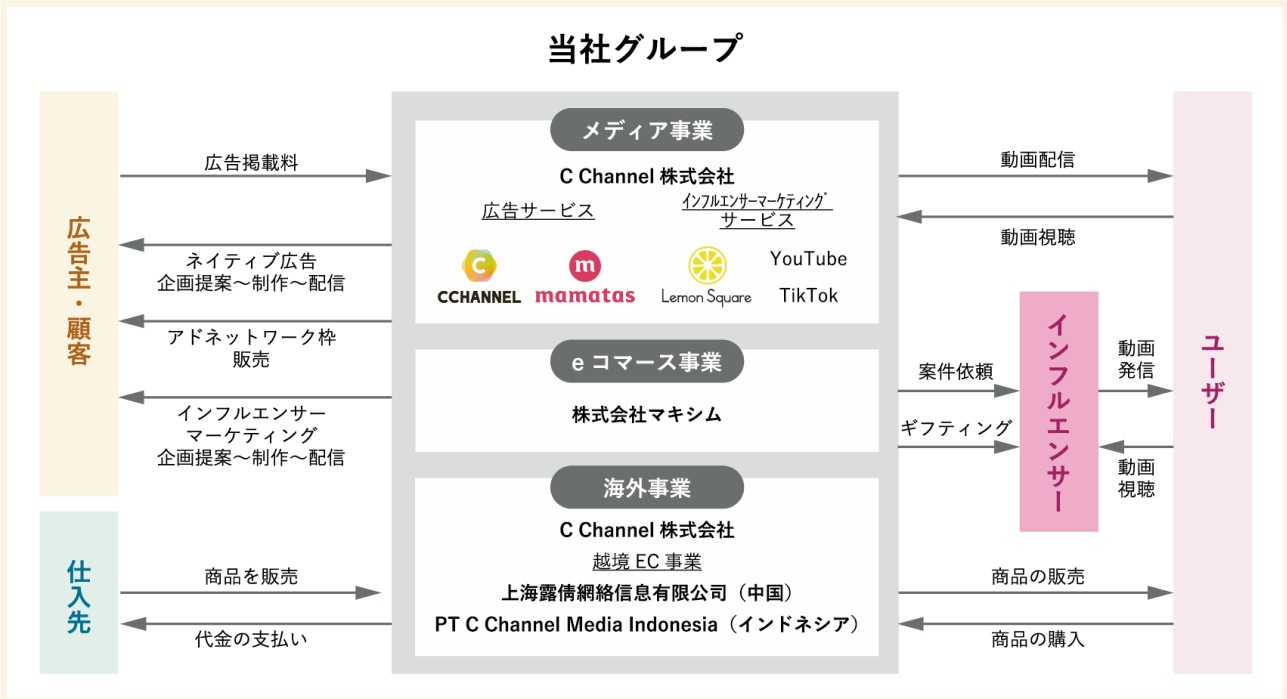

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社マキシム （注）１．２．	兵庫県神戸市中央区	4,000千円	アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開	（所有） 70.7	役員の兼任３名
PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA（注）１．	インドネシア共和国ジャカルタ	24.8億ルピア	インドネシアにおける当社事業の展開	（所有） 59.5	役員の兼任２名
上海露倩網絡信息有限公司（注）１．	中華人民共和国上海市	830,000USドル	中国におけるｅコマース事業及び広告事業の展開	（所有） 100.0	役員の兼任２名
（持分法適用関連会社） mysta株式会社	東京都港区	10,000千円	若者向けオーディションアプリ『mysta』の課金収入事業の展開	（所有） 42.1	役員の兼任３名
（その他の関係会社） ソフトバンク株式会社 （注）３．	東京都港区	204,309百万円	日本国内での移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	（被所有） 直接　28.9	役員の兼任１名

（注）１．特定子会社であります。

２．株式会社マキシムについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等　①　売上高　　4,304百万円
②　経常利益　　△91〃
③　当期純利益　　△91〃
④　純資産額　　171〃
⑤　総資産額　　1,696〃

３．有価証券報告書の提出会社です。

5【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2023年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
メディア事業	46　(37)
ｅコマース事業	73　（８）
海外事業	51　（－）
全社（共通）	23　(14)
合計	193　(59)

（注）１．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（　）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門及び新規事業開発部に所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2023年３月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
69(51)	34.1	2.6	5,554

セグメントの名称	従業員数（名）
メディア事業	46　(37)
全社（共通）	23　(14)
合計	69　(51)

（注）１．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（　）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門及び新規事業開発部に所属しているものであります。

３．平均年間給与は、基準外賃金を含めストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス対策の緩和に伴い人々の行動制限が順次緩和され、景気対策等の影響もあり、経済活動の正常化が進んでおります。一方で、エネルギー価格の上昇をはじめとする物価上昇やウクライナ情勢の長期化の影響により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

また、当社グループが所属しておりますインターネット広告市場は、ウクライナ情勢や経済環境の影響を受けたものの、インターネット広告費は社会のデジタル化を背景に、前年比114.3%の3兆912億円（株式会社電通「2022年　日本の広告費」）と引き続き成長を見せております。

このような経営環境のもと、当社グループは「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」、「ｅコマース事業」及び「海外事業」の３つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

当連結会計年度における連結業績につきましては、売上高は6,236,043千円（前年同期比10.0%増）、営業損失は352,020千円（前年同期は営業損失394,374千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は874,196千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失450,642千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業は、化粧品業界などの広告出稿が活発化しており、２月に開催致しました「NICE to ME」のイベントには、美容業界や化粧品業界などのクライアントに多く出展していただきました。そのような環境下でインフルエンサーマーケティング事業はYouTuberやInstagramer、TikTokerを中心に前年同期比79.4%成長となったことで、売上・利益ともに好調に推移しました。また、当社が強化しているインフルエンサーマーケティングソリューション「Lemon Square」の売上が大きく成長し、「Lemon Square」の売上は前年同期比68.4%増加しました。

この結果、外部顧客への売上高は1,268,969千円（前年同期比25.3%増）、セグメント利益は146,964千円（前年同期比58.1%増）となりました。

（ｅコマース事業）

ｅコマース事業は、インターネット消費を株式会社マキシムの自社webサイトを中心に新商品やインフルエンサーとのコラボレーション商品の販売などｅコマース売上拡大に重点的に取り組みましたが、中国のロックダウンによる仕入れ遅延や円安の影響を受けて伸び悩みました。

この結果、外部顧客への売上高は4,255,113千円（前年同期比0.0%減）、セグメント損失は119,999千円（前年同期はセグメント損失81,150千円）となりました。

（海外事業）

海外事業は、中国においてはゼロコロナ政策の中でも越境ＥＣ及びSNSマーケティングの運営の強化により、新たなブランドの越境ＥＣ旗艦店の販売開始などが寄与したことで売上が増加しました。また、インドネシアは新型コロナウイルス感染症の影響が減り、インフルエンサー広告の更なる拡大に取り組み、売上が順調に推移しております。

この結果、海外事業の外部顧客への売上高は711,960千円（前年同期比77.2%増）、セグメント利益は15,086千円（前年同期はセグメント損失45,779千円）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ653,352千円減少し、567,880千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは500,011千円の資金の支出（前連結会計年度は479,822千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失883,222千円、減損損失546,281千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは82,754千円の資金の支出（前連結会計年度は54,497千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出39,763千円、敷金及び保証金の差入による支出29,600千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは70,884千円の資金の支出（前連結会計年度は430,820千円の収入）となりました。これは短期借入金の純減額100,000千円、長期借入金の返済による支出170,884千円、長期借入れによる収入200,000千円によるものであります。

（３）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

①基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

＜メディア事業＞

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しており、当連結会計年度の連結売上高に占める構成が20.4%となっております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、C Channelグループは、これまで得意としてきた動画メディア、SNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォーマーを目指しております。

＜ｅコマース事業＞

ｅコマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りコスメECや新規ブランドともに堅調に成長しております。当連結会計年度の連結売上高に占める構成が68.2%と当社グループの安定的な収益の基盤となっております。当社グループは主力ブランド『KOBE LETTUCE』を筆頭に、人気インフルエンサーによる韓国ファッションのセレクトショップ『Isn't She？』、美容アイテム専門の通販サイト『BELL PALETTE』においてF1層向けにEC販売の拡大を進めてまいります。

＜海外事業＞

海外事業は、連結売上高に占める構成が11.4%となっております。中国における越境ECおよびSNSマーケティングの運営等の強化、インドネシアにおけるインフルエンサー広告の拡大に注力してまいります。

②積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

③資金調達や資金繰りの安定化

2022年10月19日開催の取締役会において、当社が資金の借入を行うことを決議するとともに、2022年10月26日付で金銭消費貸借契約150,000千円を締結し、2022年10月26日に実行しております。

2023年３月22日開催の取締役会において、当社が資金の借入を行うことを決議するとともに、2023年３月31日付で金銭消費貸借契約100,000千円を締結し、2023年３月31日に実行しております。

2023年３月22日開催の取締役会において、当社が社債の発行を決議するとともに、2023年４月13日付で無担保

社債48,000千円を発行し、資金調達を行っております。

④経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（2）受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（3）販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	前年同期比（%）
メディア事業（千円）	1,268,969	125.3
eコマース事業（千円）	4,255,113	100.0
海外事業（千円）	711,960	177.2
合計（千円）	6,236,043	110.0

（注）１．セグメント間取引については相殺消去しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）知名度の向上

当社グループは、当社が運営する『C CHANNEL』『Lemon Square』『mamatas』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社グループ自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

（2）海外事業展開

当社グループの成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

（3）システムセキュリティ管理体制

当社グループの展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

（4）投稿審査体制の整備・強化

当社グループは、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザーが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザーにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

（5）経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大して

いく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

当社では、事業上のリスクについて、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、想定しうるリスクに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

（1）事業環境に関するリスクについて

① 業界動向について

当社グループの事業は、インターネットを通じて女性向け動画ライフスタイルメディア関連情報を提供しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やそのほか予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サービスの陳腐化について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせてユーザーのニーズが急速に変化しております。当社グループは、特にメディア事業において、競争力を維持するためには、ユーザーのニーズに対応するために急速な技術革新に適時対応し、新たな技術の導入やサービス機能の強化の強化及び拡充を通じ、競合他社より有益な価値を提供し続けていく必要があります。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、技術革新に適時対応することが遅れた場合、あるいは変化するユーザーのニーズに的確な対応ができなくなった場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信ネットワークやコンピューターシステム障害について

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

④ モバイル端末のOS提供事業者への対応について

当社グループは、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したモバイル端末向けに事業を展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、または当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）事業内容に関するリスク

① 競合他社の動向について

当社グループが展開する女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』、及び育児や家事、仕事に忙しいママが楽しく生活するための情報を動画中心に提供するメディア『mamatas』に表示される広告は、常にユーザーに沿ったサービス内容、サイト構成、システム構築の改良を心がけておりますが、当社グループが行った改良がユーザーに受け入れられないものであった場合や、他社のサービスが当社グループのサービスより利便性が高く、ユーザーのニーズに対してより合致したサービスを先んじて開発された場合には、ユーザーが離れ、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト運営の健全性について

当社グループは、当社グループが運営する『C CHANNEL』『Lemon Square』『mamatas』において、利用規約やガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、ユーザーの適切な利用を促すよう努めております。

また、当社グループとして容認できない誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適当な投稿や書き込みを当社グループが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合には、当社グループの運営するメディアに対するユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③　ｅコマースについて

当社グループは、通信販売業者による広告を規制する「特定商取引」に関する法律に基づき、かかる広告の掲載に関する独自の基準を設定して自主規制をおこなっております。しかしながら、当社グループが運営するｅコマースサイトでユーザーとの間に重大なトラブルが発生した場合、規約や約款の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④　新規事業展開について

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合弁事業の展開、買収等を行っていく可能性がありますが、これらの投資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等によって計画どおりに事業に展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投資の回収ができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　海外事業展開について

当社グループは、海外での事業展開と強化に経営資源を積極的に投入しております。しかしながら、グローバルな事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商慣習の違い、為替等をはじめとしたさまざまな潜在リスクが存在し、それらのリスクに対応ができない等により、事業推進が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。従って、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　業務提携、M&Ａについて

当社グループは、業務・資本提携、合弁等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと連携先・合弁先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またはこれらの提携先が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）コンプライアンスに関するリスク

①　法規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、「著作権法」「商標法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」「個人情報の保護に関する法律」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②　個人情報の保護について

当社グループは、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該国の個人情報に関する法律が適用されます。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの

遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内規定体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③　知的財産権について

当社グループは、運営するサイト等及びサービスの名称について必要に応じて商標登録をしております。当社グループが保有するそれらの知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権などの知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。しかしながら、当社グループが第三者が保持する知的財産権等を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を提訴される可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）組織体制に関するリスク

①　内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②　人員確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③　特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である森川亮は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。同氏は、インターネット関連ビジネス及びメディア関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社代表取締役社長森川亮氏から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第６ 経理の状況１ 連結財務諸表等（１）連結財務諸表 注記事項【関連当事者情報】」に記載しております。この債務被保証について保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

④　社歴が浅いことについて

当社グループは、2014年７月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

（5）配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等においては未定であります。

（６）継続的な投資及び赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため海外展開の拡大と顧客数の増加及び優秀な人材獲得等の投資を積極的に進めてまいりました。当社グループのビジネスモデル上、継続的に当社グループのサービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、経営成績は赤字となっております。今後も引き続き、事業投資は実施していく予定ですが、一方で営業黒字を定常的に創出するべく、各事業セグメントの黒字化に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）海外に関するリスク

当社グループは、当社グループの事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況の確認を行っております。当社グループの連結売上高に占める割合は軽微ですが、各国の規制・制度変更や外交関係の悪化、政変や経済情勢の悪化、為替レートの変動などのリスクが内在しております。海外における事業に関してこれらのリスクが顕在化した場合には、投資回収が遅れたり、予期せぬ費用が発生して、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（８）自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。メディア事業においてはイベント自粛などに伴う広告宣伝費の減少、eコマース事業においては生産・物流の停止、海外事業においては現地パートナーの業績悪化など当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（９）その他について

① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。なお、当該重要事象等を改善するための対応等は、「第３【事業の状況】1【業績等の概要】（３）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

② ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を導入しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は964,000株であり、発行済株式数の3.36%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

③ 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年11月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履

行すること

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合　当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする 株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社か らの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事 業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割 当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰ からⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存 続会社でないと乙が認めた場合。

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧　有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩　法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫　株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮　株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①　いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②　前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③　契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第６ 経理の状況１ 連結財務諸表等（１）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

（2）財政状態の分析

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,266,200千円で、前連結会計年度末に比べ422,817千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金653,352千円の減少、商品及び製品131,160千円の増加などであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は251,321千円で、前連結会計年度末に比べ529,298千円減少しております。主な変動要因は、のれん574,536千円の減少などであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は871,098千円で、前連結会計年度末に比べ55,074千円減少しております。主な変動要因は、短期借入金100,000千円の減少、支払手形及び買掛金61,538千円の増加などであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は1,302,355千円で、前連結会計年度末に比べ46,385千円増加しております。主な変動要因は、長期借入金11,236千円の増加、資産除去債務18,314千円の増加などであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は344,068千円で、前連結会計年度末に比べ943,426千円減少しております。主な変動要因は、利益剰余金874,196千円の減少であります。

（3）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載の通りであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

（5）経営者の問題意識と今後の方針について

「３【対処すべき課題】」に記載しております。

（6）継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第３【事業の状況】 ４【事業等のリスク】（９）その他について ①継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「第３【事業の状況】 １【業績等の概況】（３）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための改善策を実施していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は80,178千円であり、その内訳をセグメントごとに示すと、次のとおりです。
なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

（１）メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、本社移転に伴う什器等やソフトウエアを中心とする総額70,856千円の投資を実施しました。

なお、本社移転に伴う通信機器の処分のため、固定資産除却益1,649千円を計上しております。

（２）ｅコマース事業

当連結会計年度の主な設備投資は、通信機器やソフトウエアを中心とする総額7,249千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

（３）海外事業

当連結会計年度の主な設備投資は、通信機器を中心とする総額1,705千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

（１）発行者

2023年３月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	その他	合計	
本社 （東京都港区）	全社	本社事務所	35,742	338	70,408	106,489	69 (51)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウエアとソフトウエア仮勘定であります。

３．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 （千円）
本社 （東京都港区）	全社	本社事務所	32,049

４．2022年９月に本社を東京都目黒区から東京都港区に移転しており、上記「年間賃借料」には旧事務所の賃借料を含んでおります。

５．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（　）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

（２）国内子会社

2023年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	その他	合計	
株式会社マキシム	本社 (兵庫県神戸市中央区)	ｅコマース事業	本社事務所他４店舗	12,125	2,752	6,745	21,623	73 （８）

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウエアとソフトウエア仮勘定であります。

３．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	施設の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社マキシム	本社 (兵庫県神戸市中央区)	eコマース事業	本社事務所	25,004

４．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（　）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。

（３）在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	連結会計年度末現在発行数（株）（2023年３月31日）	公表日現在発行数（株）（2023年６月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第１回新株予約権（2015年２月23日臨時株主総会決議及び2015年４月２日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	35	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	23	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	350,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5	同左
新株予約権の行使期間	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　5 資本組入額　　3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第２回新株予約権（2015年２月23日臨時株主総会決議及び2015年４月２日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	12	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5	同左
新株予約権の行使期間	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　5 資本組入額　3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）行使条件はなし。

（２）以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに無償で取得することができる。

第３回新株予約権（2015年２月23日臨時株主総会決議及び2016年１月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	4	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5	同左
新株予約権の行使期間	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　5 資本組入額　　3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第４回新株予約権（2016年６月22日定時株主総会決議及び2016年６月23日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	40	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　450 資本組入額　225	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第５回新株予約権（2016年６月22日定時株主総会決議及び2016年６月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　450 資本組入額　　225	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第６回新株予約権（2016年６月22日定時株主総会決議及び2017年４月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　450 資本組入額　225	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）行使条件はなし。

（２）以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第７回新株予約権（2016年６月22日定時株主総会決議及び2017年５月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　450 資本組入額　225	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第８回新株予約権（2016年６月22日定時株主総会決議及び2017年６月22日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	67	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	35	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	67,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　450 資本組入額　225	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第９回新株予約権（2018年３月27日臨時株主総会決議及び2018年４月19日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	112	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	78	52
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	112,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　700 資本組入額　350	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（2018年３月27日臨時株主総会決議及び2019年３月20日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	91	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　700 資本組入額　350	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（2018年３月27日臨時株主総会決議及び2019年３月20日取締役会決議、2020年７月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2023年３月31日）	公表日の前月末現在 （2023年５月31日）
新株予約権の数（個）	34	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	18	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　700 資本組入額　350	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

４．新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年６月25日（注）１	－	普通株式 28,722,000	△5,387,700	10,000	△3,436,451	1,959,748

（注）１．2021年６月25日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少及び資本剰余金の額の減少決議に基づくその他資本剰余金へ振替えております。また、振替後のその他資本剰余金を欠損填補に充当しております。

（６）【所有者別状況】

2023年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	20	5	－	16	41	－
所有株式数（単元）	－	－	－	205,980	13,820	－	67,420	287,220	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	71.72	4.81	－	23.47	100	－

（７）【大株主の状況】

2023年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸1丁目7-1	8,325,000	28.98
森川　亮	東京都港区	6,150,000	21.41
ジャフコＳＶ４共有投資事業有限責任組合　無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目23-1 （ジャフコグループ株式会社内）	2,550,000	8.88
三枝　孝臣	東京都品川区	2,150,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1丁目2-20号	1,340,000	4.67
LC Fund VII, L.P.	PO.Box309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合　無限責任組合員 B Dash Ventures株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員　三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区京橋1丁目2-5 京橋TDビル４階	572,000	1.99
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂1丁目12番32号	480,000	1.67
グリーキャピタルマネジメント株式会社	東京都港区六本木6丁目11-1	480,000	1.67
株式会社ネクシィーズグループ	東京都渋谷区桜丘町20番４号 ネクシィーズスクエアビル	480,000	1.67
株式会社MAKコーポレーション	東京都文京区大塚2丁目7-2	480,000	1.67
計	―	24,637,000	85.78

（注）１．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

２．上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株（20.72%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

３．上記大株主の状況に記載の三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社ＩＷＡＩが保有する株式数1,600,000株（5.57%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	28,722,000	－	－
総株主の議決権	－	287,220	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2015年２月23日（臨時株主総会決議）及び2015年４月２日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注）２
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　10名（注）１	当社取締役　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、事業協力者１名となっております。

２．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第２回新株予約権

決議年月日	2015年２月23日（臨時株主総会決議）及び2015年４月２日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者　２名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

第３回新株予約権

決議年月日	2015年２月23日（臨時株主総会決議）及び2016年１月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　１名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）2023年５月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、自己保有となっております。

第４回新株予約権

決議年月日	2016年６月22日（定時株主総会決議）及び2016年６月23日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注３）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　12名（注）１	当社取締役　４名 当社従業員　１名（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名となっております。
２．2023年５月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、子会社取締役１名となっております。
３．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第５回新株予約権

決議年月日	2016年６月22日（定時株主総会決議）及び2016年６月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者　５名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）2023年５月31日現在、事業協力者から入社により付与対象者の区分及び人数は、事業協力者４名、当社従業員１名となっております。

第６回新株予約権

決議年月日	2016年６月22日（定時株主総会決議）及び2017年４月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

第７回新株予約権

決議年月日	2016年６月22日（定時株主総会決議）及び2017年５月25日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

第８回新株予約権

決議年月日	2016年６月22日（定時株主総会決議）及び2017年６月22日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注）３
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　16名 子会社取締役　２名（注）１ 子会社従業員　１名	当社従業員　４名（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員１名、子会社取締役１名となっております。
２．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員１名、事業協力者１名となっております。
３．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第９回新株予約権

決議年月日	2018年３月27日（臨時株主総会決議）及び2018年４月19日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注）３
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　27名 子会社取締役　２名 子会社従業員　１名　（注）１	当社従業員　　14名 事業協力者　　１名（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の人数は、当社取締役１名となっております。
２．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員５名、事業協力者２名となっております。
３．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第10回新株予約権

決議年月日	2018年３月27日（臨時株主総会決議）及び2019年３月20日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注）３
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　22名　（注）１	当社従業員　23名（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の人数は、当社取締役１名、当社従業員５名、事業協力者１名となっております。
２．2023年５月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員６名となっております。
３．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年３月27日（臨時株主総会決議）及び2019年３月20日（取締役会決議）	2020年７月22日（取締役会決議）（注）２
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 子会社取締役　１名 子会社従業員　４名 事業協力者　　２名　(注)１	当社従業員　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．2023年５月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の人数は、子会社取締役１名、子会社従業員１名、事業協力者２名となっております。
２．当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、当社グループのさらなる成長のための投資及び財務体質と人員の拡充・育成をはじめとした事業基盤の強化のために活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を行うことを基本方針としております。その他年１回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第７期	第８期	第９期
決算年月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
最高（円）	700	700	700
最低（円）	700	700	700

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

２．当社株式は、2020年５月25日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。
それ以前については、該当事項はありません。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年１月	2023年２月	2023年３月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性14名　女性―名（役員のうち女性の比率―%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	森川　亮	1967年１月13日	1989年４月 2000年２月 2003年５月 2007年10月 2014年５月 2014年７月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2015年４月 2016年１月 2016年４月 2016年11月 2017年７月 2017年７月 2017年９月 2017年12月 2018年３月 2018年７月 2020年２月 2021年５月 2021年５月	日本テレビ放送網株式会社（現　日本テレビホールディングス株式会社）　入社 ソニー株式会社（現　ソニーグループ株式会社）　入社 ハンゲームジャパン株式会社（現　Aホールディングス株式会社）　入社 ネイバージャパン株式会社（現　Aホールディングス株式会社）　代表取締役 ONE STEP株式会社　代表取締役（現任） 当社　代表取締役社長（現任） 株式会社マネーフォワード　取締役 株式会社ネオキャリア　取締役 ナイル株式会社　取締役 トークノート株式会社（現　Talknote株式会社）　取締役 株式会社ネクスト（現　株式会社LIFULL）　取締役 株式会社ＡＷＳホールディングス（現　株式会社ubicomホールディングス）　取締役 アイエント株式会社　取締役 Rodeo Interactive株式会社　取締役 株式会社ＵＸＦ（現　株式会社THE CROSS）　取締役 Sansan株式会社　取締役 スカイランドベンチャーズ株式会社　取締役 株式会社ストライプインターナショナル　取締役 PT Media Makmur（現　PT C CHANNEL MEDIA INDONESIA）　取締役（現任） 株式会社マキシム　取締役（現任） C CHANNEL Korea Company Ltd.　取締役 mysta株式会社　取締役（現任） C Channel Taiwan Corporation董事 C Channel (Thailand) Co.,Ltd.　取締役 上海露倩網絡信息有限公司　董事 ネクストフューチャー合同会社（現 合同会社NEXT FUTURE）　代表社員（現任） 上海露倩網絡信息有限公司　総経理CEO・董事長・法定代表人（現任） 上海露倩广告有限公司　総経理CEO・執行董事・法定代表人（現任）	(注)３	(注)６	6,150,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	ＣＦＯ	東　貴志	1973年11月16日	2003年12月 2005年12月 2008年３月 2020年３月 2020年４月 2020年６月 2020年10月 2020年11月 2021年５月 2021年５月 2022年６月 2022年６月	株式会社東京リーガルマインド 入社 新日本監査法人（現 ＥＹ新日本有限責任監査法人） 入所 公認会計士登録 当社　入社 当社　執行役員 経営企画本部副部長 兼 経理部長 当社　執行役員 経理財務本部長 兼 経理部長 当社　執行役員 経営企画本部長 兼 経理部長 当社 取締役 上海露倩網絡信息有限公司　監事（現任） 上海露倩广告有限公司　監事（現任） 株式会社マキシム　監査役（現任） 当社 取締役CFO（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	―	丹羽　歩	1983年１月30日	2006年４月 2010年２月 2013年９月 2018年８月 2020年１月 2020年６月 2022年３月	株式会社オールアバウト　入社 株式会社ユーキャン　入社 株式会社リッチメディア　入社 当社　入社 当社　執行役員事業本部長兼インフルエンサー部長兼メディア運営部長 株式会社マキシム　取締役（現任） 当社　取締役（現任） PT Media Makmur（現　PT C CHANNEL MEDIA INDONESIA）　代表取締役（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	―	武藤　崇雄	1980年４月８日	2003年４月 2006年１月 2008年10月 2013年５月 2014年４月 2016年５月 2020年５月 2020年６月	株式会社エストール　入社 株式会社ぱど　入社 株式会社NHN Japan（現　Aホールディングス株式会社）　入社 株式会社アイスタイル　入社 SK planet Japan株式会社　入社 当社　入社 当社　執行役員ママタス事業副本部長 当社　取締役（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	ＣＴＯ	遠藤　禎士	1982年３月６日	2004年４月 2012年２月 2018年１月 2020年１月 2022年１月 2022年４月 2022年６月 2022年６月	ファストネット株式会社（現　キャノンITソリューションズ株式会社）　入社 ヤフー株式会社　入社 株式会社ジャパンネット銀行（現PayPay銀行株式会社）　出向 フォースバレー・コンシェルジュ株式会社　入社 当社　入社 当社　執行役員CTO開発デザイン部部長 mysta株式会社　取締役（現任） 当社　取締役CTO（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	―	平沼　幹章	1985年９月22日	2008年10月 2018年３月 2020年７月 2021年６月 2021年８月 2022年６月	株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）　入社 当社　入社 ＳＭＮ株式会社　入社 当社　入社 当社　執行役員 当社　取締役（現任）	(注)３	(注)６	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	―	榛葉　淳	1962年11月15日	1985年４月 2000年４月 2001年１月 2007年６月 2008年５月 2012年６月 2015年４月 2015年５月 2015年９月 2017年４月 2017年４月 2017年４月 2017年４月 2017年９月 2017年10月 2018年６月 2019年12月 2021年４月 2022年10月	ソフトバンク株式会社　入社 同社　執行役員 同社　取締役 同社　取締役常務執行役員 福岡ソフトバンクホークス株式会社　取締役（現任） ソフトバンク株式会社　取締役専務執行役員 同社　専務取締役 サイバーユニバーシティ株式会社取締役 ＳＢパワー株式会社　取締役（現任） ソフトバンク株式会社　代表取締役副社長兼ＣＯＯ ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（現　ＳＢペイメントサービス株式会社）　代表取締役兼ＣＥＯ（現任） 株式会社Ｔポイント・ジャパン取締役 スポーツライブエンターテインメント株式会社　取締役 mysta株式会社　取締役 当社　取締役（現任） PayPay株式会社　取締役（現任） ソフトバンク株式会社　代表取締役副社長執行役員 兼 COOコンシューマ事業統括 兼 コンシューマ営業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当 ソフトバンク株式会社　代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括（現任） Bホールディングス株式会社　取締役（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	―	朴　焌成	1973年７月16日	2001年５月 2005年９月 2018年４月 2018年６月	アクセンチュア株式会社　入社 Legend Capital Management Co., Ltd.　入社 Legend Capital Management Co., Ltd.　Managing Director（現任） 当社　取締役（現任）	(注)３	(注)６	―
取締役	―	三神　正樹	1959年２月14日	1982年４月 2010年４月 2011年４月 2012年６月 2012年12月 2016年４月 2021年７月 2021年11月 2022年６月 2022年12月	株式会社博報堂　入社 同社　執行役員 株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ　執行役員 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社　取締役 アイレップ株式会社　取締役 株式会社博報堂　常務執行役員 兼 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ常務執行役員 デジタル・アドバータイジング・コンソーシアム株式会社　常勤監査役 データビズラボ株式会社　取締役（現任） 当社　取締役（現任） 株式会社サイカ　執行役員SVP of Product Strategy（現任）	(注)３	(注)６	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	－	小田　玄紀	1980年９月６日	2002年８月 2004年４月 2007年４月 2011年１月 2012年６月 2013年10月 2015年６月 2016年３月 2016年８月 2016年12月 2016年12月 2018年６月 2019年６月 2020年３月 2022年６月 2023年５月	有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役（現任） フードディスカバリー株式会社　取締役 ＳＴＣ株式会社　取締役 一般社団法人アショカジャパン　アショカ・アライアンス・パートナー 株式会社リミックスポイント　取締役 文部科学省　民間パートナー 株式会社リミックスポイント取締役副社長 株式会社ビットポイント（現　株式会社ビットポイントジャパン）代表取締役 株式会社ジャービス　取締役 株式会社リミックスポイント　代表取締役 株式会社ビットポイントジャパン代表取締役社長 株式会社リミックスポイント　代表取締役会長ＣＥＯ 株式会社リミックスポイント　代表取締役社長ＣＥＯ 株式会社ビットポイント・ホールディングス　代表取締役 当社　取締役（現任） 株式会社リミックスポイント　取締役（現任）	(注)３	(注)６	－
取締役	－	角田　耕一	1985年11月29日	2011年２月 2014年１月 2017年８月 2018年４月 2022年６月 2022年９月 2023年３月	クレディ・スイス証券株式会社　入社 株式会社マナボ（現　SATT AI ラボ株式会社）　入社 株式会社ヤプリ　執行役員ＣＦＯ 株式会社ヤプリ　取締役ＣＦＯ 当社　取締役（現任） 株式会社INFORICH　取締役（現任） 株式会社ヤプリ　専門役員ＣＦＯ（現任）	(注)３	(注)６	－
監査役（常勤）	－	石井　龍夫	1956年12月８日	1980年３月 2000年４月 2003年７月 2004年１月 2006年４月 2006年４月 2010年５月 2012年４月 2014年４月 2017年６月 2018年６月 2019年９月	花王石鹸株式会社（現　花王株式会社）　入社 同社　ビューティケア事業本部事業企画部部長 同社　メディア部門インターネット推進室長 同社　作成部門インターネット推進室長 同社　作成部門Ｗｅｂ作成部長 花王映像制作株式会社　監査役 花王クリエーティブハウス株式会社　代表取締役社長 花王株式会社　メディア企画部門デジタルコミュニケーションセンター長 同社　マーケティング開発部門デジタルマーケティングセンター長 当社　監査役（現任） mysta株式会社　監査役（現任） 早稲田大学大学院　非常勤講師	(注)４	(注)６	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	－	上野　亨	1973年８月14日	1997年４月 1999年５月 2002年６月 2015年２月 2015年11月 2016年８月 2020年3月	ソフトバンク株式会社（現　ソフトバンクグループ株式会社）　入社 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現　ソフトバンク株式会社）　転籍 イー・トレード証券株式会社（現株式会社ＳＢＩ証券）　転籍 株式会社うえる　代表取締役（現任） 当社　監査役（現任） 株式会社Payment Technology　代表取締役（現任） ベース株式会社　取締役（現任）	(注)４	(注)６	－
監査役	－	椎名　茂	1964年５月10日	1991年10月 1999年５月 2007年７月 2009年５月 2012年７月 2016年６月 2019年４月 2019年10月 2020年３月 2020年６月 2022年６月 2021年８月	日本電気株式会社　入社 KPMGグローバルソリューション株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）　入社 ベリングポイント株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）　常務執行役員 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）　常務執行役員 プライスウォーターハウスクーパース株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）　代表取締役社長 KPMGコンサルティング株式会社　代表取締役副社長 慶應義塾大学理工学部　訪問教授 日本障害者スキー連盟　会長（現任） Digital Entertainment Asset Pte. Ltd. CEO 株式会社ミクニ　社外取締役（現任） 当社　監査役（現任） マーヴェリック株式会社　代表取締役（現任）	(注)４	(注)６	－
計								6,150,000

（注）１．取締役　榛葉淳、朴焌成、三神正樹、小田玄紀及び角田耕一は、社外取締役であります。
２．監査役　石井龍夫、上野亨及び椎名茂は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2023年６月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2023年６月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．代表取締役社長森川亮の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるONE STEP株式会社が所有する株式数を含んでおります。
６．2023年３月期における役員報酬の総額は94,287千円を支給しております。
７．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員　第１マーケティング本部　副本部長	石野　泰祐

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

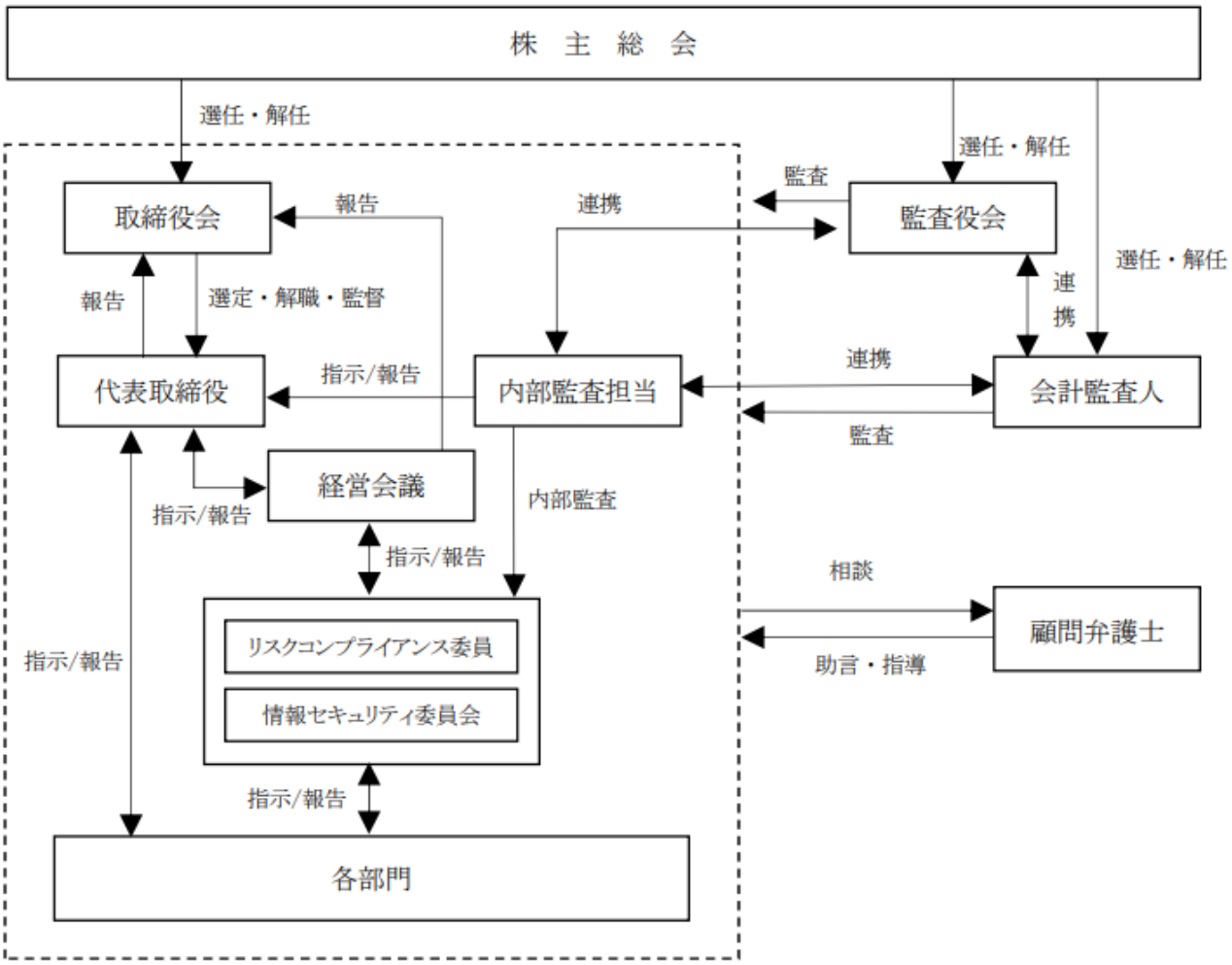

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。具体的には、取締役会、監査役会、内部監査及び会計監査人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制及びタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行っております。

②　会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、11名の取締役（うち社外取締役５名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、定例監査役会を月１回開催するほか、必要がある場合に臨時監査役会を開催しております。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行っており、加えて、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。

なお、監査役３名は、いずれも社外監査役であります。

ハ．会計監査の状況

当社は、ＰｗＣ京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は松永幸廣及び安本哲宏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士２名その他７名であります。
また、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③　内部統制システムの整備の状況
当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④　内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査は、内部監査担当者（１人）が主管として、業務を監査しております。つぎに内部監査担当者の監査は、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤　リスク管理体制の整備の状況
当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管として内部監査担当者が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥　取締役及び監査役の定数
当社の取締役は15名以内、監査役は４名以内とする旨を定款で定めております。

⑦　取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧　株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨　自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩　中間配当に関する事項
当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪　取締役及び監査役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫　社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬　社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は５名及び社外監査役は３名を選任しております。

社外取締役榛葉淳氏はソフトバンク株式会社の代表取締役副社長兼ＣＯＯであり、当社は同社との間で通信システム等に関する取引がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、同社は、当社の大株主であり、2023年３月31日現在における所有株式数等は、上記「１ 株式等の状況 （６） 大株主の状況」において記載のとおりであります。

また、ＳＢペイメントサービス株式会社の代表取締役兼ＣＥＯであり、当社は同社との間で決済代行業務の委託等の取引がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。また、PayPay株式会社の取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間には重要な取引関係その他利害関係はないほか、社外取締役個人も直接利害関係を有しておりません。

同氏は、長年企業経営者として培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴焌成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のManaging Directorを兼任しております。他社において豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役三神正樹氏は、データビズラボ株式会社の取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間には重要な取引関係その他利害関係はないほか、社外取締役個人も直接利害関係を有しておりません。

同氏は、デジタルマーケティングに関する豊富な経験・知見を有しておられ、当社のマーケティング戦略の策定及び実行を加速させるための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役小田玄紀氏は、株式会社ビットポイントジャパンの代表取締役、株式会社リミックスポイントの取締役を兼任しております。事業再生に関する豊富な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見を有しておられ、当社の事業拡大に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役角田耕一氏は、株式会社ヤプリの専門役員ＣＦＯを兼任しております。金融業界及び企業財務における経験・知見を有しておられ、当社の企業価値の向上に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴焌成氏、小田玄紀氏、角田耕一氏及び同氏の兼務先と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石井龍夫氏、上野亨氏、椎名茂氏及び同氏の兼務先と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。３名は、長年の企業経営や監査実務の経験から培われた優れた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かすとともに、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を強化しており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑭　役員の報酬等

ａ．発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	74,487	74,487	－	－	7
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	19,800	19,800	－	－	7

ｂ．発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ｃ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

ｄ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

ｅ．期末現在の人員数は取締役11名、監査役３名であります。

⑮　株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	25,000	－
連結子会社	－	－
計	25,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模及び業務の特性等を勘案のうえ決定しています。

第６【経理の状況】

１　連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

（２）当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当連結会計年度（2022年４月１日から2023年３月31日まで）の連結財務諸表について、ＰｗＣ京都監査法人による監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2022年３月31日）	当連結会計年度 （2023年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,221,232	567,880
受取手形	－	9,201
売掛金	558,031	617,756
商品及び製品	805,552	936,713
仕掛品	4,357	1,159
貯蔵品	14,873	13,949
その他	91,376	126,458
貸倒引当金	△6,405	△6,919
流動資産合計	2,689,018	2,266,200
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,314	47,868
工具、器具及び備品（純額）	5,595	4,883
有形固定資産合計	※1 19,909	※1 52,751
無形固定資産		
のれん	574,536	－
その他	40,881	77,240
無形固定資産合計	615,418	77,240
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 22,942	－
繰延税金資産	21,452	13,113
その他	100,896	108,215
投資その他の資産合計	145,291	121,329
固定資産合計	780,619	251,321
資産合計	3,469,637	2,517,522

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2022年３月31日）	当連結会計年度 （2023年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	263,975	325,514
短期借入金	150,000	50,000
１年内返済予定の長期借入金	160,884	178,764
未払金	214,056	245,706
未払法人税等	3,700	3,584
賞与引当金	25,793	21,380
ポイント引当金	8,929	7,209
その他	※3 98,835	※3 38,939
流動負債合計	926,173	871,098
固定負債		
長期借入金	1,244,109	1,255,345
資産除去債務	9,696	28,010
繰延税金負債	―	5,938
その他	2,163	13,061
固定負債合計	1,255,969	1,302,355
負債合計	2,182,142	2,173,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,802,851	1,802,851
利益剰余金	△644,977	△1,519,173
株主資本合計	1,167,874	293,678
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,798	△3,514
その他の包括利益累計額合計	△2,798	△3,514
新株予約権	54,700	13,000
非支配株主持分	67,718	40,904
純資産合計	1,287,495	344,068
負債純資産合計	3,469,637	2,517,522

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
売上高	5,671,261	6,236,043
売上原価	※1 2,693,956	※1 2,993,418
売上総利益	2,977,305	3,242,625
販売費及び一般管理費	※2 3,371,679	※2 3,594,645
営業損失（△）	△394,374	△352,020
営業外収益		
受取利息	211	146
業務受託料	18,181	9,000
助成金収入	3,729	1,500
為替差益	3,609	15,537
その他	6,308	4,597
営業外収益合計	32,041	30,781
営業外費用		
支払利息	8,883	12,086
持分法による投資損失	73,425	42,412
その他	14,601	4,252
営業外費用合計	96,910	58,751
経常損失（△）	△459,243	△379,989
特別利益		
固定資産売却益	―	※3 1,649
関係会社清算益	※4 6,322	―
新株予約権戻入益	※5 3,750	※5 41,700
特別利益合計	10,072	43,349
特別損失		
固定資産除却損	※6 2,534	※6 302
減損損失	※7 14,450	※7 546,281
事業譲渡損	※8 9,223	―
特別損失合計	26,207	546,583
税金等調整前当期純損失（△）	△475,379	△883,222
法人税、住民税及び事業税	1,932	3,511
法人税等調整額	△2,904	14,276
法人税等合計	△971	17,788
当期純損失（△）	△474,408	△901,010
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△23,765	△26,814
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△450,642	△874,196

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
当期純損失（△）	△474,408	△901,010
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,372	△716
その他の包括利益合計	※ △1,372	※ △716
包括利益	△475,780	△901,726
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△452,015	△874,912
非支配株主に係る包括利益	△23,765	△26,814

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	5,397,700	5,239,303	△9,013,975	1,623,027
会計方針の変更による累計的影響額	－	－	△4,509	△4,509
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,397,700	5,239,303	△9,018,485	1,618,517
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△450,642	△450,642
資本金から剰余金への振替	△5,387,700	5,387,700	－	－
欠損填補	－	△8,824,151	8,824,151	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	△5,387,700	△3,436,451	8,373,508	△450,642
当期末残高	10,000	1,802,851	△644,977	1,167,874

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1,425	△1,425	58,450	91,484	1,771,535
会計方針の変更による累計的影響額	－	－	－	－	△4,509
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,425	△1,425	58,450	91,484	1,767,025
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△450,642
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
欠損填補	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,372	△1,372	△3,750	△23,765	△28,887
当期変動額合計	△1,372	△1,372	△3,750	△23,765	△479,530
当期末残高	△2,798	△2,798	54,700	67,718	1,287,495

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,802,851	△644,977	1,167,874
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△874,196	△874,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△874,196	△874,196
当期末残高	10,000	1,802,851	△1,519,173	293,678

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,798	△2,798	54,700	67,718	1,287,495
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△874,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△716	△716	△41,700	△26,814	△69,230
当期変動額合計	△716	△716	△41,700	△26,814	△943,426
当期末残高	△3,514	△3,514	13,000	40,904	344,068

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△475,379	△883,222
減価償却費	13,285	17,813
減損損失	14,450	546,281
のれん償却額	37,674	28,255
持分法による投資損益（△は益）	73,425	42,412
関係会社清算益	△6,322	－
事業譲渡損	9,223	－
新株予約権戻入益	△3,750	△41,700
固定資産除売却損	2,534	－
固定資産売却益	－	△1,649
固定資産除却損	－	302
業務受託料	△18,181	△9,000
助成金収入	△3,729	△1,500
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△105,153	514
賞与引当金の増減額（△は減少）	△2,010	△4,413
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△4,546	△1,719
受取利息及び受取配当金	△211	△146
支払利息	8,883	12,086
売上債権の増減額（△は増加）	95,655	△66,907
棚卸資産の増減額（△は増加）	11,977	△126,984
仕入債務の増減額（△は減少）	△76,580	61,564
その他	△24,044	△77,156
小計	△452,800	△505,170
利息及び配当金の受取額	211	146
利息の支払額	△8,883	△12,086
業務受託料の収入額	16,363	－
助成金の収入額	3,729	1,500
手数料の支払額	△8,126	－
法人税等の支払額	△30,316	△4,000
法人税等の還付額	－	19,599
営業活動によるキャッシュ・フロー	△479,822	△500,011
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,948	△19,926
有形固定資産の売却による収入	111	1,650
無形固定資産の取得による支出	△32,388	△39,763
敷金及び保証金の差入による支出	△19,513	△29,600
敷金及び保証金の回収による収入	2,705	37,834
資産除去債務の履行による支出	－	△15,147
長期前払費用の取得による支出	△13,143	△17,143
関係会社の清算による収入	3,822	－
事業譲渡による収入	8,415	－
その他	△557	△657
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,497	△82,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000	△100,000
長期借入れによる収入	500,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△169,180	△170,884
財務活動によるキャッシュ・フロー	430,820	△70,884

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
現金及び現金同等物に係る換算価額	8,351	297
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△95,148	△653,352
現金及び現金同等物の期首残高	1,316,381	1,221,232
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,221,232	※1 567,880

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

３社

主要な連結子会社の名称

株式会社マキシム

PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA

上海露倩網絡信息有限公司

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

１社

会社等の名称

mysta株式会社

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAと上海露倩網絡信息有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a　商品及び製品

主として月別総平均法

b　仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　10年～15年

工具、器具及び備品　　３年～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に売上時に付与したもの以外のポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる将来引換見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しており、変動対価は含んでおりません。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね２か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① メディア事業

メディア事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することであります。

広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後２か月以内です。

② ｅコマース事業

ｅコマース事業については、主にｅコマースや実店舗でアパレルや美容系商品などの商品の販売を行っており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から２か月以内です。

③ 海外事業

海外事業については、主に中国における越境EC等であります。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から２か月以内です 。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)
のれんの評価
(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	574,536	―

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報
企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。
のれんの金額は、被取得企業の事業計画に基づく超過収益力や売上成長等の仮定に基づいて、回収可能性を判断しております。

(会計方針の変更)
(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)
※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	34,546千円	31,694千円

※２　関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
投資有価証券(株式)	22,942千円	－千円

※３　その他のうち契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)３．(１)契約負債の残高等」に記載しております。

（連結損益計算書関係）

※１　期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産の評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
	6,535千円	6,270千円

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
外注費	895,460千円	900,234千円
支払手数料	747,300	795,032
給料及び手当	696,926	716,714
賞与引当金繰入額	25,793	21,380
貸倒引当金繰入額	△10,234	514
退職給付費用	4,723	4,619
ポイント引当金繰入額	△3,707	△1,719

※３　固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
工具、器具及び備品	－千円	1,649千円

※４　関係会社清算益

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

連結子会社であったC Channel (Thailand) Co.,Ltd.及びC Channel Taiwan Corporationの清算結了に伴い発生したものであります。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

※５　新株予約権戻入益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
ストックオプションの権利失効による戻入益	3,750千円	41,700千円

※６　固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
建物及び構築物	1,794千円	0千円
工具、器具及び備品	739	302
計	2,534	302

※7　減損損失

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都目黒区	本社	建物及び構築物
中華人民共和国　上海市	事業用資産	工具、器具及び備品、その他

(2)減損損失を認識するに至った経緯

本社については、当連結会計年度において本社移転の意思決定をしたことに伴い使用が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、子会社に係る事業用資産については、収益力の低下により将来において投資額を回収するための十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないと判断したため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(3)減損損失の金額

建物及び構築物	13,499千円
工具、器具及び備品	820 〃
その他	130 〃

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位（原則として事業単位）によって資産のグルーピングを行っております。なお、処分予定資産・遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額に基づき評価しております。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
兵庫県神戸市	－	のれん

(2)減損損失を認識するに至った経緯

ｅコマース事業に属する連結子会社である株式会社マキシムに係るのれんについて、当初想定していた収益の達成に遅れが生じており、計画値の達成には時間を要すると判断したことから、のれんの未償却残高546,281千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

のれん	546,281千円

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

(5)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がゼロであるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

※８　事業譲渡損

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当社連結子会社で営んでいたｅコマース事業の一部譲渡に伴う臨時損失を、事業譲渡損として特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,372千円	△716千円
組替調整額	－	－
税効果調整前	△1,372	△716
税効果額	－	－
為替換算調整勘定	△1,372	△716
その他の包括利益合計	△1,372	△716

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,722,000	－	－	28,722,000
合計	28,722,000	－	－	28,722,000

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権（自己新株予約権）	－	－	－	－	－	54,700 (5,000)
合計		－	－	－	－	－	58,450

（注）１．自己新株予約権については、（）外書きにより表示しております。

３　配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

1　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,722,000	－	－	28,722,000
合計	28,722,000	－	－	28,722,000

2　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権（自己新株予約権）	－	－	－	－	－	13,000 (46,700)
合計		－	－	－	－	－	13,000

（注）１．自己新株予約権については、（）外書きにより表示しております。

3　配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
現金及び預金勘定	1,221,232千円	567,880千円
現金及び現金同等物	1,221,232	567,880

2　重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
新たに計上した重要な資産除去債務の額	－千円	18,241千円

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが３か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署・グループ会社の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません（（注）２を参照ください。）。

前連結会計年度（2022年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金（※３）	1,404,993	1,397,310	△7,682
負債計	1,404,993	1,397,310	△7,682

（※１） 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（※２） 市場価額のない株式等の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	22,942

（※３） １年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2023年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金（※３）	1,434,109	1,425,936	△8,172
負債計	1,434,109	1,425,936	△8,172

（※１） 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（※２） 市場価額のない株式等の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	－

（※３） １年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,221,232	－	－	－
売掛金	558,031	－	－	－
合計	1,779,264	－	－	－

当連結会計年度（2023年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	567,880	－	－	－
受取手形	9,201			
売掛金	617,756	－	－	－
合計	1,194,839	－	－	－

２．短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2022年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	150,000	－	－	－	－	－
長期借入金	160,884	144,364	141,254	411,389	88,858	458,244
合計	310,884	144,364	141,254	411,389	88,858	458,244

（注）長期借入金は、１年以内返済予定のものを含んでおります。

当連結会計年度（2023年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	50,000	－	－	－	－	－
長期借入金	178,764	164,944	413,659	123,258	83,248	470,236
合計	228,764	164,944	413,659	123,258	83,248	470,236

（注）長期借入金は、１年以内返済予定のものを含んでおります。

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年３月31日）

該当事項はありません

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	1,397,310	－	1,397,310
負債計	－	1,397,310	－	1,397,310

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当連結会計年度（2023年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（※１）	－	1,434,109	－	1,434,109
負債計	－	1,434,109	－	1,434,109

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（※１）長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自　2021年４月１日至　2022年３月31日）4,723千円、当連結会計年度（自　2022年４月１日至　2023年３月31日）4,619千円であります。

（ストック・オプション等関係）

１．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
新株予約権戻入益	3,750千円	41,700千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　２名 事業協力者　　１名	事業協力者　　２名	当社従業員　　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　170,000株	普通株式　120,000株	普通株式　40,000株
付与日	2015年４月２日	2015年４月２日	2016年１月28日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　２名	当社従業員　　１名 事業協力者　　４名	事業協力者　　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　10,000株	普通株式　18,000株	普通株式　15,000株
付与日	2016年６月23日	2016年６月23日	2017年４月27日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日

	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業協力者　　１名	当社従業員　　１名 子会社取締役　１名 子会社従業員　１名	当社従業員　　６名 子会社取締役　２名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　　5,000株	普通株式　15,000株	普通株式　47,000株
付与日	2017年５月26日	2017年６月22日	2018年４月19日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　３名 当社従業員　　９名	当社取締役　　１名 子会社取締役　１名 子会社従業員　２名 事業協力者　　２名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　48,000株	普通株式　30,000株
付与日	2019年３月20日	2019年３月20日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日

	第１回新株予約権（注）３	第４回新株予約権（注）３	第８回新株予約権（注）３
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名	当社取締役　　４名	当社従業員　　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　60,000株	普通株式　40,000株	普通株式　27,000株
付与日	2020年８月31日	2020年８月31日	2020年８月31日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2018年４月１日 至　2024年12月31日	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日	自　2019年７月１日 至　2026年５月31日

	第９回新株予約権（注）３	第10回新株予約権（注）３	第11回新株予約権（注）３
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　14名 事業協力者　　１名	当社従業員　　16名	当社従業員　　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　39,000株	普通株式　33,000株	普通株式　2,000株
付与日	2020年８月31日	2020年８月31日	2020年８月31日
権利確定条件	（注）２	（注）２	（注）２
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日	自　2020年４月１日 至　2027年３月31日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2016年６月22日付で普通株式１株につき10株、2020年３月26日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

２．「第５　発行者の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

３．2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当連結会計年度（2023年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第７回 新株予約権	第８回 新株予約権
権利確定前　　（株）								
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	－	－	－	－
権利確定後　　（株）								
前連結会計年度末	170,000	120,000	－	5,000	18,000	15,000	5,000	10,000
権利確定	－	－	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－	－	－
失効（注）２	50,000	－	－	－	－	－	－	－
未行使残	120,000	120,000	－	5,000	18,000	15,000	5,000	10,000

	第９回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第１回 新株予約権 (注) ３	第４回 新株予約権 (注) ３	第８回 新株予約権 (注) ３	第９回 新株予約権 (注) ３	第10回 新株予約権 (注) ３
権利確定前　　（株）								
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	－	－	－	－
権利確定後　　（株）								
前連結会計年度末	31,000	29,000	29,000	60,000	30,000	22,000	34,000	23,000
権利確定	－	－	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－	－	－
失効（注）２	16,000	5,000	15,000	60,000	－	－	15,000	10,000
未行使残	15,000	24,000	14,000	－	30,000	22,000	19,000	13,000

	第11回 新株予約権 （注）３
権利確定前　　（株）	
前連結会計年度末	－
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	－
権利確定後　　（株）	
前連結会計年度末	2,000
権利確定	－
権利行使	－
失効（注）２	－
未行使残	2,000

（注）１．2016年６月22日付で普通株式１株につき10株、2020年３月26日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
２．失効は新株予約権者の退職により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いておりますが、失効とした新株予約権は一部当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。
３．2020年８月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

② 単価情報

１．株式の公開前に付与したストック・オプション

	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第７回 新株予約権	第８回 新株予約権
権利行使価格　　（円）	5	5	5	450	450	450	450	450
行使時平均株価　　（円）	－	－	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	－	－	－	－	－	－	－	－

	第９回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格　　（円）	700	700	700
行使時平均株価　　（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	－	－	－

（注）2016年６月22日付で普通株式１株につき10株、2020年３月26日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

２．株式の公開後に付与したストック・オプション

	第１回 新株予約権 （注）	第４回 新株予約権 （注）	第８回 新株予約権 （注）	第９回 新株予約権 （注）	第10回 新株予約権 （注）	第11回 新株予約権 （注）
権利行使価格　　（円）	5	450	450	700	700	700
行使時平均株価　　（円）	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	695	250	250	－	－	－

（注）2020年８月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

②－１のストック・オプションについては、ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

②－２のストック・オプションについては、付与日に権利が確定していることから、付与日の株価に基づいて公正な評価単価の見積りを行っております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額　　180,050千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2022年３月31日）	当連結会計年度 （2023年３月31日）
繰延税金資産		
ポイント引当金	3,089千円	2,451千円
商品評価損	2,261	2,132
貸倒引当金	3,149	5,410
資産除去債務	8,435	9,478
減損損失	31,145	53,475
税務上の繰越欠損金（注）２	2,935,662	3,046,480
その他	29,028	19,748
繰延税金資産小計	3,012,773	3,139,177
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△2,926,320	△3,046,480
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,179	△79,583
評価性引当額小計（注）１	△2,988,500	△3,126,064
繰延税金資産合計	24,272	13,113
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,228	△5,938
その他	△1,591	－
繰延税金負債合計	△2,820	△5,938
繰延税金資産純額	21,452	7,175

（注）１．前連結会計年度において、評価性引当額が575,882千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を443,113千円追加的に認識したことに伴うものであります。当連結会計年度において、評価性引当額が137,563千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を76,883千円追加的に認識したことに伴うものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2022年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	5,812	8,200	192,996	621,479	732,624	1,374,550	2,935,662
評価性引当額	△5,812	△8,200	△192,996	△621,479	△732,624	△1,365,208	△2,926,320
繰延税金資産	－	－	－	－	－	9,342	9,342

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2023年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	8,175	193,933	622,038	735,719	461,848	1,024,764	3,046,480
評価性引当額	△8,175	△193,933	△622,038	△735,719	△461,848	△1,024,764	△3,046,480
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の本社及び店舗の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

当社及び連結子会社の本社及び店舗に係る資産除去債務においては、使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は0.08～0.6％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
期首残高	22,559千円	24,696千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	18,241
見積もりの変更による増加額	2,758	－
時の経過による調整額	36	72
資産除去債務の履行による減少額	△658	△15,000
期末残高	24,696	28,010

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４．会計方針に関する事項　（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	29,577	8,636

（注）１．契約負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

２．契約負債は主に顧客からの前受金及びポイント付与に伴う顧客のオプションに関連するものです。

３．当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識されています。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「メディア事業」、「ｅコマース事業」及び「海外事業」の３つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、国内において企業向けに動画の企画・制作・配信を行うサービス等を主な業務としております。「ｅコマース事業」は、国内において主にアパレルや美容機器・コスメ商品などを自社アプリ及びＳＮＳを通じて販売を行っております。「海外事業」は、アジアを中心に『C CHANNEL』事業の海外展開を主な業務としております。

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,013,044	4,256,535	401,682	5,671,261	－	5,671,261
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,013,044	4,256,535	401,682	5,671,261	－	5,671,261
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,421	19,691	－	26,113	△26,113	－
計	1,019,465	4,276,227	401,682	5,697,375	△26,113	5,671,261
セグメント利益又は損失（△）	92,955	△81,150	△45,779	△33,974	△360,400	△394,374
その他の項目						
減価償却費	4,213	4,595	1,628	10,437	2,847	13,285
のれんの償却額	－	37,674	－	37,674	－	37,674

（注）１．　セグメント利益又は損失（△）の調整額△360,400千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

２．　セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

３．　セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,268,969	4,255,113	711,960	6,236,043	－	6,236,043
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,268,969	4,255,113	711,960	6,236,043	－	6,236,043
セグメント間の内部売上高又は振替高	65,396	49,734	527	115,657	△115,657	－
計	1,334,365	4,304,848	712,487	6,351,701	△115,657	6,236,043
セグメント利益又は損失（△）	146,964	△119,999	15,086	42,052	△394,072	△352,020
その他の項目						
減価償却費	10,884	3,970	1,281	16,136	1,677	17,813
のれんの償却額	－	28,255	－	28,255	－	28,255
のれんの減損額	－	546,281	－	546,281	－	546,281

（注）１．　セグメント利益又は損失（△）の調整額△394,072千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

２．　セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

３．　セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	アジア	合計
5,524,083	711,960	6,236,043

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	13,499	－	950	14,450	－	14,450

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	－	546,281	－	546,281	－	546,281

（注）ｅコマース事業において、のれんについて減損損失546,281千円を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	－	37,674	－	37,674	－	37,674
当期末残高	－	574,536	－	574,536	－	574,536

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	－	28,255	－	28,255	－	28,255
当期末残高	－	－	－	－	－	－

（注）ｅコマース事業において、のれんについて減損損失546,281千円を計上しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（１）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
その他の関係会社の子会社	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス等	なし
	株式会社ZOZO	千葉県千葉市	1,359	Eコマース事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
商品等の販売・業務受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	－（注）２	売掛金	79,242
商品等の販売・業務受託、広告サービス等受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託、広告サービスの受託	6,644（注）３	売掛金	62,375

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

３．売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引を除いて、取引金額を記載しております。

（２）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（１）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
その他の関係会社の子会社	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス等	なし
	株式会社ZOZO	千葉県千葉市	1,359	Eコマース事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
商品等の販売・業務受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	－（注）２	売掛金	83,207
商品等の販売・業務受託、広告サービス等受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託、広告サービスの受託	－（注）２	売掛金	55,075

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

（２）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

（３）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
当社役員	森川　亮	－	－	当社代表取締役	（被所有）21.41%（注）１	資金の調達被債務保証	銀行借入に対する被債務保証(注)２	100	－	－

（注）１．当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株（20.72%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

２．金融機関からの借入について債務保証を受けております。取引金額については、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
１株当たり純資産額	40.56円	10.10円
１株当たり当期純損失（△）	△15.69円	△30.44円

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

２　１株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△450,642	△874,196
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△450,642	△874,196
期中平均株式数（株）	28,722,000	28,722,000
（うち普通株式数（株））	(28,722,000)	(28,722,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類 （新株予約権505個） 詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】　（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権11種類 （新株予約権505個） 詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】　（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,287,495	344,068
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	122,418	53,904
（うち新株予約権（千円））	(54,700)	(13,000)
（うち非支配株主持分（千円））	(67,718)	(40,904)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,165,076	290,163
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	28,722,000	28,722,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	150,000	50,000	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	160,884	178,764	0.9	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,244,109	1,255,345	0.7	2024年４月～2031年12月
合計	1,554,993	1,484,109	－	－

（注）１　「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２　長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	164,944	413,659	123,258	83,248

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	24,696	18,314	15,000	28,010

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後３か月以内
基準日	毎年３月31日
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日 毎年９月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載ＵＲＬは次のとおりであります。 https://corp.cchan.tv/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年６月２３日

C Channel 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣ京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松　永　幸　廣

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　安　本　哲　宏

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2022年４月１日から2023年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2023年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。